

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について（議案第28号）

子育て支援課・子育て施設課

1 改正の理由

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の改正に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 民法の改正により、懲戒に係る規定が削除されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 児童福祉施設（助産施設を除く。）は、児童の安全の確保を図るため、当該施設における安全に関する事項についての計画を策定しなければならないこととする。
- (2) 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合、ブザーその他の車内に残る児童の見落としを防止する装置を設置し、降車時に児童の所在を確認しなければならないこととする。
- (3) 他の社会福祉施設を併設している保育所は、その行う保育に支障がない場合に限って、当該保育所に特有の設備及び専従職員を、併設する施設と共用することができることとする。
- (4) 保育所における看護師等を保育士とみなすことができる特例について、乳児の在籍人数に係る要件を撤廃し、乳児の数が3人以下である保育所においては保育士と合同で保育を行うこと及び保育に係る一定の知識と経験を有する看護師等であることを要件として明確化する。
- (5) 懲戒に係る権限の濫用禁止を定める規定を削る。

3 施行期日

令和5年4月1日（ただし、2の(5)については、公布の日）